

00470

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十六号

規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部
を改正する規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則（昭和
三十二年十一月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改
正する。

- 第一条中「寒冷地」を「寒冷地等」に改める。
- 第三条中「乳用雌牛にあつては五年以内に、役用雌牛
にあつては三年以内とする。」を「五年以内とする。」
に改める。
- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月

- ◆規則
- ◆訓令
- ◆告示
- ◆運管告示
- ◆鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◆鳥取県税条例により証紙をちよう付すべき関係書類並びに証明書の様式改正
- ◆健康保険法の規定による保険医の登録
- ◆保存血液の購入価格の改訂
- ◆漁船損害補償法施行令第五条第三項の規定に基づく告示
- ◆土地改良区の設立認可
- ◆土地改良区の定款変更の認可
- ◆土地改良事業計画書の縦覧
- ◆土地改良区の役員の就任
- ◆政黨等の収支報告書要旨

附 則

附 則

この訓令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

鳥取県告示第五百五十七号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百二十八条の規定により、証紙をちよう付すべき関係書類及び証明書の様式を次のとおり定め、昭和三十六年十月一日から施行し、昭和三十年十月鳥取県告示第五百十号は廃止する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石・破 二朗

三十一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

甲	類	附	屬	機	閥
地	方	機	閥		
府	中	一	般		

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令

第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石・破 二朗

第六条中「中央病院長及び土木出張所長」を「中央病院長、地方農林振興局長及び土木出張所長」に改める。
別表評定区分表中

改める。

		地方農林振興局		福社事業訓練所		中央児童相談所		蘭検定所		中央児童相談所		福社事業訓練所		蘭検定所		耕地事務所		山林事務所		福社事業務所	
職員以外の 機関及び設 次回の統括 長の長任長	主係 機関及び設 機の統括 長の長任長	課		局		課		局		課		局		課		局		課		局	
		課		長		課		長		課		長		課		長		課		長	
		課		長		課		長		課		長		課		長		課		長	

に

を

(裏)

狩猟者税に関する證明願

狩猟者税の申告について必要でありますので、私に関する下記事項について證明願います。

昭和 年 月 日

市町村長殿

狩猟者税申告者

氏名

三二一

表表この
中の
31証明書
欄、明
欄は2書
1欄は、
に、
2つ地
方で税
すは法
れ、第二
の該当百
当し三
者な
もい七
必も条
ずの第
記は二
載斜
線に
するで該
こと。
こと。
のみ提
出するもの
である。

1 狩猟業（林業）を主たる生業としており、かつ昭和 年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者である。

合 計	内 訳	所 得	課 税 所	算 出 税 額	税 額
所得金額	狩猟(林)その他の業による所得金額	控 除 額	得 金 額		控 除 額

2 農業を主たる生業としており、かつ、80%以上の自家労力で行なつているものである。

合 計	内 訳	農耕地	田	畑	果樹園	煙草畠
所得金額	農業による所得金額	その他の所得金額	面 積			

3 家族状況

氏 名	年 令	続 柄	職 業	摘 要

上記のとおり相違ないことを證明する。

昭和 年 月 日

市町村長

印

00473

(表)

狩 猎 者 税 申 告 書

證 紙 ち ょ う 付 欄

免 許 番 号

免 許 の 種 類

税 額

摘 要

上記のとおり申告します。

昭 和 年 月 日

住 所
職 業
姓 氏

鳥取県知事 殿

00476

鳥取県告示第五百五十八号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第87号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 縦覧期間	昭和三十六年九月二十九日から昭和三十六年十月二十八日まで
2 縦覧の場所	外江漁業協同組合事務所
3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	外江漁業協同組合
4 指定漁船調査書の縦覧	昭和三十六年九月二十九日
5 縦覧期間	昭和三十六年九月二十九日
6 縦覧の場所	鳥取県告示第五百六十一号
7 縦覧の場所	鳥取市覚寺、西村万寿雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市覚寺土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定により、昭和三十六年九月二十五日成立した。

鳥取県告示第五百六十一号
昭和三十六年三月一日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

00475

鳥取県告示第五百五十九号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の購入価格のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県告示第五百五十九号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の購入価格のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県告示第五百五十九号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号）に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の購入価格のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県告示第五百六十号
漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 届出事項	鳥取県知事 石 破 二 朗
2 発起人の住所及び氏名	鳥取県境港市外江町 竹内 為治

鳥取県告示第五百六十号
漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

購入価格 百cc 八百円 二百cc 千六百円
(注) この購入価格は、最低価格を示したもので、この価格未満の場合は、現に要した価格の範囲内とする。

政党、協会その他の団体名		寄付及び収入又はその他の収入の額	件数	上件千円以下の寄付	件数	上件五百円以下の寄付	支出の額	件数	上件千円以下の支出	件数	上件五百円以下の支出	報告書	受理年月日
一 種 類		政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書											
二 期 間		昭和三十六年一月一日から昭和三十六年六月三十日まで											
三 収支報告書の要旨													
井 上 安 栄 後 援 会		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
近 藤 伝 一 後 援 会		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
国鉄労働組合米子地方本部		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國鉄労組政治連盟米子支部		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自由民主党鳥取県支部連合会		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全日本自由労働組合鳥取分会		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
土 谷 栄 一 後 援 会		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本 庄 支 部		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩 井 支 部		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
会 見 支 部		四万、二千円	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縱覧期間

昭和三十六年十月三日から二十日間とする。

二 縱覧場所
倉吉市上古川天神野土地改良区事務所

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八

条第十項の規定により、大立土地改良区から次のように役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理事 池田 邦雄 倉吉市大立

大田 栄一

野坂 繁信

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十六年九月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

昭和三十六年八月三日第一回総会において総選挙の結果当選八月十日就任、任期三年。

選挙管理委員会告示

福田 俊明

小田 孝春

大田 隆寿

森山 輝正

中井 儀典

小田 孝春

大田 隆寿

森山 輝正

中井 儀典

民主社会党鳥取県支部連合会	負担金	六〇〇
	旅費	九、七五〇
	宣伝費	一、〇〇〇
	旅費	二、〇〇〇
	人件費	四、〇〇〇
	費	六、〇〇〇
通信費	費	五〇〇
党勢拡張費	費	一一二
印刷広告費	費	一

鳥取県会自由民主党	印刷費	一六、九〇〇
日本社会党鳥取県支部連合会米子支部	廣告費	二五、〇〇〇
	借家料	六〇、〇〇〇
	通信運搬費	一二七、三五六
	雜費	三、四八〇
	教育宣伝費	八、二〇〇
	大會費	九三、五七〇
	役員費	八三、八〇〇
	會議費	一九、二四〇
	予備費	一二四、四三〇
	旅費	一八五、五一四
	糧費	二〇、五八七
	人件費	六、一三三
	刷費	二、四〇〇
	食費	六、一二〇
	印費	二、八〇〇
	糧費	六三、〇〇〇
	人件費	二一、〇五一
会場費	糧費	五六一
費用	人件費	一六
費用	食費	五
費用	糧費	六
費用	人件費	三
費用	食費	二
費用	糧費	一